

平成29年度第2回東京都北区子ども・子育て会議（第19回会議）議事要旨

[日 時]

平成29年8月31日（木）午後6時30分～8時30分

[会 場]

北とぴあ 14階 スカイホール

[出席者]

岩崎会長、神長副会長、伊藤委員、小田川委員、我妻委員、兼松委員、木村委員、佐田委員、鹿田委員、鈴木委員、田邊委員、石山委員、坂内委員、西澤委員、平山委員、橋本委員、今井委員、大塚委員、新保委員、手塚委員

[次 第]

1 開会

第3期子ども・子育て会議委員および事務局紹介、委員委嘱

2 議事

- (1) 北区子ども・子育て支援計画2015計画事業の平成28年度実績報告について
- (2) 平成30年度北区放課後子ども総合プランの実施について
- (3) 子どもの貧困対策支援事業について

3 閉会

[配布資料] 議事次第、委員名簿、事務局名簿、座席表

資料1-1	「北区子ども・子育て支援計画2015」計画事業【全事業一覧】
資料1-2	「北区子ども・子育て支援計画2015」計画事業【主要事業】
資料1-3	子ども・子育て支援事業計画の実績報告（平成28年度）
資料2	平成30年度北区放課後子ども総合プランの実施について
資料3-1	ひとり親家庭等相談コーナーの設置等について
資料3-2	ひとり親家庭等の子どもの学習支援事業（実施場所等）について
資料3-3	「子どもの居場所づくり（子ども食堂）支援事業」募集要項（抜粋）等について

【事務局】

皆様こんばんは。定刻になりました。第19回の北区子ども・子育て会議を開催いたします。第3期につきましては今回が初めてということになります。皆様、どうぞよろしくお願いいたします。

委員の方、前回までは19名だったのですが、今回は、学識経験者の方が2名増えまして総勢21名ということでございます。そのうち、新規の方が8名ということですので、どうぞよろしくお願いいたします。

また、各委員の皆様には、この後、簡単な紹介をさせていただきますので、ご協力のほどをよろしくお願いいたします。

まず初めに、事務局のほうを代表いたしまして、子ども未来部長の栗原より一言ご挨拶を申し上げます。

【事務局】

皆様こんばんは。子ども未来部長の栗原と申します。

子ども・子育て会議第3期の初回ということでございますので、一言ご挨拶をさせていただきます。

北区の子ども・子育て会議でございます。多くの自治体と同じように平成25年に立ち上がったものでございます。任期は2年ということで、平成27年4月に子ども・子育て支援新制度、これがスタートいたしましたので、そのための条例ですとか規則ですとか、もう一つ大きなこちらの「北区子ども・子育て支援計画2015」、これを策定するためにご審議をいただきまして、さまざまな貴重なご意見等をいただいたところでございます。

第2期につきましては、この計画の進捗状況の把握と、それから、もう一つ、大きな自治体の課題ということで突きつけられました、子どもの貧困対策というものがございまして、それに対していろいろとご意見をいただきながら、こちら北区子どもの未来、これは子どもの貧困対策の計画でございます。こちらを策定させていただきました。

今回、今日からいよいよ北区子ども・子育て会議の第3期スタートということでございます。この計画が中間点での見直しということでございますから、一つこの3期は、この見直しが大きなテーマということでございますし、それから、この計画に上がっている事業、これがどのような形で進んでいくかということと、それから、何と言いましても、ことしの3月につくりました子どもの貧困対策、未来応援プラン、この辺をどのように充用していくかということがございますので、それにもご意見をいただくということで、押しなべて、子どもの子育て支援、その施策をより豊かなものにしていくためには、この第3期が非常に大事な2年間になるのかなと思ってございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

～各委員挨拶～

【事務局】

本メンバーで3期を努めてまいります。どうぞよろしくお願いをいたします。
では、続きまして、資料の本日の確認をさせていただきます。

議題のときに不足等あるようでしたら、どうぞそのときには事務局のほうまでお声がけください。よろしくお願ひいたします。

そして、あと本日、議題（1）の案件で、こちら子ども・子育て支援計画の冊子をお持ちいただくようにとといったようなお願ひをさせていただきましたが、もしお持ちでない方がいらっしゃいましたら、その場でどうぞ。

では、続きまして、会長、副会長の選出に移りたいと思います。

子ども・子育て会議条例というものがございまして、第6条の規定により、委員の互選により会長、副会長は選出するという事となつてございまして。皆様ご意見あるかと思いますが、いかがでしょうか。

【委員】

実は私、立ち上げのときの第1期のときにお世話になつてこの会議に出ていたのですが、当時も岩崎先生と神長先生のペアで会長、副会長をやつていただきました。非常に円滑に会議は進行しておりましたので、できれば両先生にお願ひしたいと存じます。よろしくお願ひします。

【事務局】

どうもありがとうございます。委員のほうからご意見がございましたが、皆さん、よろしいでしょうか。

拍手をいただきました。それでは、会長を岩崎委員に、副会長は神長委員にお願ひしたいと思います。

これ以後の進行につきましては、岩崎会長のほうにお願ひしたいと思います。まず、では岩崎会長と副会長、一言ずつよろしくお願ひします。

【会長】

東京家政大学の岩崎です。

今、委員からもご意見をいただいたのですが、私も第1期からお世話になっていますけれども、この会議は皆様が活発にご意見を言つてくださるのがとてもよいと思つております。今回はフレッシュな委員8人の方に加わつていただいて、より活発に、なおかつ生産的な議論をしていただければと思います。

北区は、皆様もご存じのとおり「子育てするなら北区が一番」という子ども・子育て施策を重要な施策として打ち出してございまして、そういった意味で、待機児童対策といったことだけではなくて、先ほど部長からもお話がありましたように、貧困対策等を他の自治体に先駆けて力を入れた取り組みをしております。

計画を実行に移して、検討して、よりよいものにしていくというのは非常に大事なことです。そのためには事務局の方たちも本当に頑張つてくださっているんです。

が、委員の皆様からいろいろなご意見をいただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

【副会長】

では、座ったままで。神長です。どうぞよろしくお願いいたします。

私も1期から参加させてもらっておりますけれども、もう本当に毎回毎回、いろいろな視点から、それぞれのお立場からご意見をいただけて、とてもいい会だなというふうに思っております。

でも、それにも増して、また、そのことを着実に実践してくださるという、何かその力強さというものを感じておりました、これからこの会議でも、やはり、それぞれの視点から意見を述べるということが大事なことなのかなというふうに思っております。

岩崎会長の隣で座っているだけなんですけれども、ご協力したいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

【事務局】

では、岩崎会長、神長副会長、ありがとうございます。どうぞよろしくお願いいたします。

では、進行をよろしくお願いいたします。

【会長】

それでは、本日の議事に入りたいと思います。

議事の一つ目ですね、北区子ども・子育て支援計画2015計画事業の平成28年度実績報告について、事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】

では、最初の議題になります子ども・子育て支援計画2015の進捗状況についてご説明を行います。こちらの冊子と資料1-1、資料1-2、資料1-3ということで、資料がいろいろと飛ぶと思いますが、ご協力よろしくお願いいたします。

初めての委員の方もいらっしゃるので、丁寧に説明をさせていただきたいと思えます。どうぞよろしくお願いいたします。

まずは冊子のほうをご覧ください、計画の2ページと3ページを開いていただけますでしょうか。

まず、2ページの最後の部分でございます。

この北区子ども・子育て支援計画2015は、北区では幼児期の学校教育、保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進し、「子育てするなら北区が一番」をより確かなものとするために策定したという位置づけでございます。

次に、3ページの計画の位置づけの上から丸の3番目です。

こちらは計画の位置づけでございますが、北区基本計画や北区中期計画などを上位計画として、地域福祉保健計画や男女共同参画行動計画など、各関連計画との整合を

図るといったような位置づけでございます。

4ページの計画の期間をご覧くださいませでしょうか。4ページの上のほうです。3の計画の期間でございます。

本計画の期間ですが、平成27年度から平成31年度の5年間としてございます。前回の子ども・子育て会議では説明させていただきましたが、保育園の待機児解消策などについて、計画数と実態とがかなり乖離していること、そして、また本年度は計画期間の中間点に当たることなどから、また、昨年度はその計画の上位計画である北区中期計画がパブリックコメントなどを受けて改定されたことから、この計画につきましても、本年度は若干の見直しを行うといったようなところを考えてございます。

次回以降、見直しについても皆さんでご議論いただくこととなりますので、よろしくお願いいたします。

次に飛びます。119ページをご覧くださいませでしょうか。

この計画の策定の経過について簡単にご説明をさせていただきます。

無作為抽出などによる区民アンケートの結果を踏まえ、この子ども・子育て会議と、さらにこの会議の中に二つの部会を設け、子ども・子育て会議につきましては、約1年半の間に10回の会議を開催いたしまして、そして、その後、パブリックコメントなどを経て、この計画は策定されたということでございます。

この計画、また、平成32年度からの計画を策定することとなります。来年度からこの区民アンケートなどを行うこととなりますので、何とぞよろしくお願いいたします。

再び3ページにお戻りいただけますでしょうか。

この北区子ども・子育て支援計画2015というのは、子ども・子育て支援事業計画と次世代育成行動計画という二つの計画を内包したものでございます。

次に、45ページにお進みいただけますでしょうか。

まず一つ目が、この次世代育成支援行動計画でございます。こちら北区では、平成17年に前期計画を策定し、平成22年2月には後期計画を策定してございます。おおよそ、北区で行っている240の事業が五つの施策目標などに振り分けられてございます。

そして、この240事業のうち、51事業につきましては主要事業といった位置づけをしてございまして、主要事業につきましては、平成31年度における目標というのを定めておりまして、目標に向け計画的に進捗させるという取り扱いになってございます。

次に、70ページをごらんいただけますでしょうか。

子ども・子育て支援事業計画についてです。平成24年8月に子ども・子育て関係の三法の成立に伴い、自治体に策定が義務づけられたものでございます。

幼稚園と保育園のニーズ見込みと整備量について予測するとともに、国が定める13事業について、同じくニーズ見込みと、その供給の見込みについて計画を策定してございます。

本日は、この計画に基づく事業の前年度の実績を報告いたしまして、委員の皆様からご意見をいただき、今後の進め方の参考としていきたいと考えてございます。

また、次回以降進めてまいりますこの中間見直しに向けて、この本件からの内容について、皆様で理解を深めることができればと考えてございます。

では、資料のほうに移ります。

まず、1-1でございます。1-1では、この次世代育成支援行動計画につきましの資料でございます。合計、先ほど申し上げた240事業のことで書かせていただいております。

特徴的なものをかいつまんで説明をさせていただきます。

説明の仕方ですが、この表の一番上左側のところに、施-個と書いてあると思います。施策目標と個別目標というところですが、施-個、これが例えば一番上の待機児解消で言えば1-1となっております。それを、その項目ごとに番号が振られておまして、例えば、保育所の待機児童解消で言えば、1-1-1といったような、そういった番号の振り方でもって、これから説明してまいりますので、よろしく願いいたします。

1-1-10をご覧ください。

これ1ページ目の中段からやや下のほうの1-1-10でございます。

こちら、これまで小規模保育所といった事業名でございましたが、この地域型保育事業については、平成29年度より、区内に事業所内保育事業所というものが設置されました。このことから、当事業による東京都に移る事業名については、地域型保育事業を変更して、今後はその中で小規模保育事業の実績と事業所内保育事業所の実績をそれぞれ報告する形にしたいと思っております。

次に3ページをご覧ください。

3ページの中段から若干下の1-4-8でございます。マタニティクッキングでございます。

他の事業において食育を充実させる取り組みを行っていることから、事業といたしましては、昨年の平成28年度をもって休止という扱いでございます。

その四つ下になります。1-4-12の産後ショートステイ事業でございます。

これは平成29年度からの新規事業でございます。出産間もない方々に産後ケア実施施設に宿泊していただき、産後の母体回復や不安解消予防のため、育児技術の習得を支援する取り組みでございます。

その下の1-4-13、産後デイケア事業と、その下の1-4-14のはぴママ・きたく事業でございます。こちらもどちらも新規という取り扱いになってございます。

こちらは平成27年のこの3月には、この計画が策定したときには、この計画にはこの事業の位置づけがありませんでしたが、平成28年度から事業が開始されたという取り扱いでございます。

4ページにお進みください。

下から3番目の事業になります。1-5-13、実費徴収に係る補足給付を行う事業でございます。

これは、特定教育・保育施設、いわゆる認定こども園について、幼稚園に準じて利用者の方から教材費等を徴収しているところでございますが、認定こども園の利用者のうち、生活保護受給世帯の方々には国や東京都から補助金が支出されることとなっ

てございまして、平成28年度から区ではこの事業を開始したといったようなことでございます。

次、10ページにお進みいただけますでしょうか。

上から3番目です。3-3-6、都会っ子ふれあい農業体験事業でございます。

こちらにつきましては、この会議ではたびたび説明してまいりましたが、受け入れ先となっている先行の自治体の事情によりまして、平成28年度より休止とさせていただきます。

次に資料1-2をご覧ください。

こちら資料1-2ですが、先ほど240の事業のうち、51の主要事業、さらには、支援計画のほうに位置づけられている事業について抜粋してございます。

では、説明に戻ります。

1-1-1でございます。保育所待機児童解消でございます。

平成28年度に緊急対策を策定し、スピード感を持って整備等に努めたことから、平成29年4月の受入数がこの時点で8,116人ということでございます。これは本計画における31年4月1日時点の目標である7,550名を、既に500名上回る状況で進んでいるということでございます。

しかし、それでも、なお北区においては待機児童解消に至っていない状況がございます。中期計画にもありますが、今後とも施設整備に取り組んでまいりたいと考えてございます。

その下、1-1-2の放課後児童健全育成支援事業の学童クラブでございます。

こちら利用申請者の偏在による待機児童が課題となっております。平成28年度におきましては、これは本日お配りした紙のほうで記載しておりますが、平成29年度の4月に向けて110名の定員増を行っております。

2ページご覧ください。

1-3-4のママ応援プロジェクト、中段よりやや下のところにある事業ですが、子ども・子育て支援施策の目標では、事業番号5-3-3のイクメン講座やイクじいイクばあ講座と合わせた参加者数を400名としておりますが、備考欄のとおり、平成28年度には700名近く、690名の参加者があったということで、かなり目標よりも上回る実績がある状況でございます。

続きまして、3ページより中段のやや上でございます。

1-5-9の親元近居助成でございます。

こちら子ども・子育て支援事業計画では、この5年間の累計として250件あればいいといったようなことでの計画目標を立ててございますが、2年間で50件を上回るケースで今は推移をしております、この数値でいけば目標はクリアする見込みでございます。

7ページにお進みください。

中ほどの4-1-2の養育支援訪問事業でございます。

昨年度の実績を見ますと、訪問が483件、ヘルパー派遣289件となっております。支援計画における目標に比べて大分対象者がふえ、それを上回る形での対応が必要になっているような状況でございます。

その下の4-1-3の要保護児童対策地域協議会の運営でございます。

平成28年度以降、備考欄のところですが、平成28年度以降、警察・学校を始めとする関係機関、関係団体との協議の場を充実させるなど取り組みをしております。8ページをご覧ください。

上から三つ目の事業でございますが、特別支援教室の推進についてです。

平成28年度で本計画の目標である小学校の全校配置というのは完了いたしました。今後、中学校への配置について具体的な検討に入っていくといったような状況でございます。

次に、1-3の子ども・子育て支援計画のほうの資料をご覧ください。

1ページ目から3ページ目までは、保育量の見込み、そして4ページ目につきましては、幼稚園のほうの必要量の見込みといったような数が資料上に示しております。これ区につきましては、先ほどこれ区の待機児童につきましては、先ほど説明したとおりでございます。詳しい形で、資料を書かせていただいておりますが、またお気づきの点等あればご質問等いただければと思います。

そして、5ページからが地域子ども・子育て支援事業ということで、国の定める13の事業がございます。それぞれ実績等が書いてあるのですが、①～⑥の事業につきましては、区のほうでは、物によっては、今は子ども・子育て支援計画を作ったときよりも、想定を超えて今は小学校就学前のお子さんの数が増えております。そういったことでは、予測以上に事業量の必要量が求められているような状況ではあるんですが、ただ、それぞれのニーズにはおおむね対応でき、供給ができています、と考えてございます。

しかし、⑦のこのファミリー・サポート・センター事業から⑩の学童クラブの事業につきましては、利用者の希望の増などもあり、また、確保策が十分に進んでいない状況も若干、見受けられるものもあると考えてございます。

今後進めてまいります中間見直しでは、現時点での利用状況を踏まえつつも、策定時に行ったニーズ調査における、いわば潜在的ニーズにも配慮しつつ、見直しが検討できればと思っております。

最後に、⑫番と⑬番、すみません、最後のページ、ご覧ください。8ページです。

実費徴収に係る補足給付を行う事業ということで⑫番があるのですが、こちらにつきましては、先ほど認定こども園の生活保護世帯の方に教材費を支給する事業を昨年度から始めたといったような紹介をいたしましたが、その事業でございます。

そして、⑬番でございます。この⑬番の事業ですが、こちらは、いわゆる認定こども園の設置ですとか、運営を支援するための事業でございます。区においては、その実施の有無について含めて検討中といったような状況は、昨年度、変わりはありません。

説明は以上です。

【会長】

ただいま28年度の実績についてご説明いただきましたが、どうでしょうか。ご質

間、ご意見等がありましたら、お願いしたいと思います。

【委員】

資料1-1-14ページ、4-3-19、副籍制度の推進についてお伺いします。小学校で間接交流22人、中学校で間接交流8人という数字になっていますが、間接交流の意味を教えてください。

【事務局】

間接交流というのは、いわゆる、学校だよりですとか、そういったお便り等を渡して、そういったところで学校の教育活動について情報を提供するとか、そういった形で、間接的にこの書いてある字のとおり、間接的に交流を行っているという副籍の交流の内容になります。

【委員】

そのお便りは手渡しされているのですよね。郵送で送られるということではないですよ。

【事務局】

いろいろなケースがございまして、直接お渡ししている場合もありますし、子どもを通してお渡ししているというケースもあって、学校によってさまざまでございます。確実に届くようにはしております。

【委員】

わかりました。資料1-2の8ページ、最後のほうですが、5-2-1のワーク・ライフ・バランス推進企業認定制度の推進事業について質問です。平成28年度の実績がたった1社だったということで、ああ少ないなとは思いましたが、毎年認定をしていくと、「そのうち北区に会社がなくなるのでは？」というような心配もちょっとあります。29、30、31年度の計画としては毎年4社、4社、3社と定めていますが、毎年こういう条件に合うような会社が、こんなに数多く出てくるものなのか、教えてください。

【事務局】

ご指摘のとおり、28年度の実績は1社ということでしたが、その後は広報活動などを精力的に行いまして、どうにか今年度のほうが、この計画の数字を上回るような申請があろうかと思っております。

区内の事業、まだまだ多くございますので、まずは、広報活動ですね、啓発活動に力を入れていきたいと思っております。

【委員】

初めてですので、ちょっと素朴な質問で恐縮ですが、資料1-2の1-1-2の学

童クラブについて、事前に資料をいただいて読み進めていたときに、おやっと思いました。「利用申請者の偏在により、毎年待機児童が発生している」という文章です。

毎年、待機児童が発生しているのだらうと思います。それで、対策をして定員を増やしていらっしゃる。ただ、何かちょっと、「利用申請者の偏在により」と事業報告に書いてしまわれると、需要が偏っていることを原因として、供給が足りていないことを正当化するわけではないのですが、読んでいるほうとしては何かひっかかってしまう。恐らく需要は地域によって偏りがあると思います。それは当たり前のことです。やっぱり地域によって住民の生活は違うと思うので、そのニーズの違いに応じて、供給のほうを追いかけるようにしていかなければいけないような気がするのです。しかし、ニーズの部分に「偏在」と書いてしまうと、住民としては、あれっと思う気持ちがあります。

細かい表現について申しわけないのですが、感想として申し上げます。

【事務局】

ご指摘ありがとうございます。

今のご指摘ありましたように、この間、待機児童が発生していると。今年度につきましては、今は115名ということはかなり増えていると。

その大きな原因が、やはり基本的に学校内に学童クラブを設けて、安全・安心な場所を提供したい。そうなりますと、そもそも児童が増えている学校ですので、教室自体がなかなか確保できない。その中でいかに場を確保するかということで、部屋の確保、あるいは定員拡大ということで努力をしています。この偏在という書き方につきましては、課題の一つがあるということで、委員がおっしゃるように対策をするというのが本旨でございます。その取り組みをする中で、保育園などに保護者の方が地域をちょっと離れて預けるというような可能性が、小学校の学童クラブの場合は難しいという部分があります。こちらについては、理由というよりは、そういった課題があるということを表現しております。

そういった意味で書かせていただいたということを、きょうはお伝えしたいと思います。よろしく願いいたします。

【委員】

私も同じ学童の質問もう一つです。年中の娘がいるんですが、私が済んでいるところは、隣の板橋区が近い地域です。板橋区は保育園も全然入れないので、北区に引っ越してきたというお友達が保育園の同じクラスにいます。実際に引っ越してきたという方がいらっしゃいます。

一方、板橋区はあいキッズがあって、小学校の学童は充実しているという印象があります。要は容易に板橋区へ移動ができる地域なので、小学校をどうするという相談を年中のお母さん同士でしています。

しばらくは、施策の様子を見ようねというお話をしているんですが、できたらみんなだ小学校上がりたよねという話をしているのですが、低学年のうちに決めないと。今のままだとちょっと働き続けるのは仕事の関係で難しいというお母さんもやっぱり

いらっしゃって、そうしましたら、もしかしたら板橋区に高学年になったら引っ越さなきゃいけないかもというお話は出ているということはありません、今日は資料を見ていて、一番それはお伝えしたいなと思うところでした。

【事務局】

ご指摘ありがとうございます。仕組みが北区と板橋区は若干違うということ、まずご説明をさせていただければと思います。

北区の場合は、本来は法律的には1年生～6年生をお預かりするというのが基本でございますけれども、北区の場合は、現在1年生～3年生につきまして学童クラブという形でお預かりをしている。

4年生～6年生につきましては、そちらにありますように特例ということで、北区の場合は、児童館であるとか、放課後子ども総合プランのほう、わくわくクラブのほうで導入されている学校につきましては、そちらで居場所というか、そちらに参加できるというような形で、4年生～6年生についてもご利用がいただけるというのが基本になっています。

板橋区のあいキッズにつきましては、定員がなくて基本的に全て受け入れるということですので、逆に言いますと、そのキャパの中で全員待機なく参加できると。

ただ、あくまでもそこは北区で言う放課後子ども総合プランの一般登録的な、そこで少し学んだり、遊んだりというようにいわゆる居場所の部分で、生活の場の、若干、北区と異なります。

北区としては、1年生から3年生はしっかりと生活の場を確保したいということで、学童クラブを整備していくというところが、まず大きな違いかと思えます。

そういった意味では、板橋区の待機児童の状況と北区の待機児童の状況というのは若干違うのかなという、ところと、そういった意味では、1年生から6年生まで居場所を確保するという放課後子ども総合プラン、全小学校に31年度までに北区は導入するというので、その中で少しでも子どもの安全・安心な居場所をまずつくと、そちらのほうをまずは取り組んでいき、引き続き、お話に出ているように、1年生から3年生の生活の場である学童クラブ機能、そちらも随時可能な範囲で努力して拡大していきたいというのが区の考えでございます。若干、板橋区とは制度とか仕組み、定員、待機児の考え方が違うということだけ、ちょっとご理解をいただければと思います。

いずれにしても、待機児童をゼロにするために頑張ってもらいますので、ご理解のほうをよろしくお願いいたします。

【委員】

重ねてになってしまうのですが、多分、そこがお母さん方はわかっていなくて、北区は学童に待機児童があるらしくて、100%は入れないから、100%入れる板橋区のほうがいいんじゃないかと思われてしまっているということがあると思います。銭場課長がおっしゃったところまで、多分、お母さん方はわからないので、保育園でも「保活」だとか、結構皆さん頑張って入ったりしているので、学童も何かそういう

「学童活」というんですかね、しなきゃいけないのかみたいな感じで思われているのかなと思いました。

あと、もう1点質問させていただきたいのが、資料1の10ページの下から2番目の3-3-23のキャリア教育の実施というところですけども、仕事柄とても興味があって、こちらの資料を見てから、こういうことをやっているんだなと思ってホームページをいろいろ調べてみたのですが、余りちょっと具体的に何をしているのかがよくわからなかったです。これについて教えてください。

【事務局】

キャリア教育につきましては、小中学校、こちらに書いてあるように、それぞれ実施をしております。

特に中学校のほうでは職場体験ということで、北区内のいろいろなお店で働く体験をしたりですとか、あと、ここに書いてあるように、青森県東通村と浮間中学校の交流等もしております、ちょうど今はそちらの東通村のほうから北区のほうに来て、北区のほうの商店街のところで、そちらの子どもたちが実際に体験をしたりとか、逆に浮間中のほうが東通村に行って、そういった仕事の体験をしたりとか。

小学校のほうでは、学年に応じて、そういった将来の仕事に就くことですとか、あと、自分の生き方等も含めまして教育の中で行っております。

【委員】

中にいる先生が教えている、外部からそのキャリアデザインを教えてもらう方を呼んだりするわけではなくて、内部の先生方が行っていることでよろしいですか。

【事務局】

外部からゲストティーチャーという形で、外部の指導者の人を招いて行う事業もありますし、講演を聞いて、いろいろ企業の方を招いて、そういったプロフェッショナル的な話を聞くというような事業も行っております。

【委員】

基本的な質問で申しわけありません。資料の1-3のこの数はどうやって読み取るのかがちょっとよくわからないのですけれども、量の見込みと確保の方策と、どうして待機児が例えば赤羽地区の一番左のところは4になるのかという、本当に申しわけないんですけど、この表の意味がよくわかりません。

【事務局】

せっかくですから全体の話をやしましょう、3ページ目の参考1というのをご欄いただけますでしょうか。

子ども・子育て支援計画で、この保育園の保育率につきましては、王子、赤羽、滝野川の3地区ごとに計画は策定しているのですが、ただ、今回はちょっとわかりやす

く皆様にとお思いまして、北区全体の表、単純に合計しただけですが、それをちょっと追加させていただきました。

その3ページの上のほうの表をご覧ください。平成28年4月1日における保育の量の見込みと実際の比較でございます。

まず、見込みというのが、この計画を作ったときのこうなるだろうという予測値になります。予測では、一番待機児童が非常に切迫しているところが1～2歳のところなので、1～2歳の行というか、それをちょっとご覧いただくとありがたいんですが、1～2歳の方については、保育施設を利用される方が2,515人いるだろうと、それが保育利用希望者の見込みです。それに対して2,624人分受入枠ができるだろうと、そういう計画を立てたわけです。

実際のところが、実際はどうだったかというところのほうに参りまして、2,515と見込んでいたところを、実際利用希望者は2,874もあったんです。それに対して2,792枠は用意したんですが、入れない方がいらっしゃる。

この入れない方が待機児に飛んでくるわけではないんです。

つまり、例えば、私は認可施設であれば入るけれど認可外には入らないよとか、そういうことに関しては、枠が確保されていても、そういう方というのは待機児にカウントされてしまうとか、そこは細かいカウント方法がございまして、結果、待機児童数としては173という数になってしまったということでございます。

実際、この中には、本当は、認可保育所を希望したけど希望のところに入れないという方は、もっとそれ以上にいるといったような状況があります。

29年4月1日におきましては、見込みよりもかなり利用希望者というのは増えている。状況ですが、ただ、枠としては大分確保は進んでいます。ただ、やはり認可外の施設には行きたくないという方ですとか、自分の家の周りには空きがなかったんでということで、待機児童になってしまうという方もやっぱりいらっしゃって、その40名の方が待機児童としてカウントされたと。

また、実際、希望しても入れない方というのは、さらにいらっしゃるといったような状況があります。

【委員】

私も基本的なところを伺いたくて、この冊子の48、49ページの全体の計画の構造のところをちょっと伺いたいのです。今回は平成28年度の実績の振り返りことで、細かいところわからないので、俯瞰的に伺いたいところは、施策目標、個別目標、それぞれあると思うのですが、去年の段階で一番北区として課題があるというのは、どういものがうまくいってなくて、逆に北区として一番個別目標で、これはすごいできているみたいのところって、何かこう俯瞰的にもし見えて、お答えできるものがあれば教えていただきたいなと思っています。

【事務局】

やはり子育て施策というのは、これだけやっていけばいいというものではなくて、あらゆる要素がマッチング、言葉は悪いのですが、総合的に推進していくものと思っ

ています。ただ、やはり昨年度におきましては、個別目標で言えば、保育ニーズに対応した子育て支援サービスの強化といった分野については、232名ほどの待機児童を生じさせてしまったと。「子育てするに北区が一番」という、そういった目標を掲げておきながら、そういった保護者の方のニーズにこたえ切れていない状況については、本当に反省というか、昨年度はかなり取り組みを進めて、今年度もまた進めていくといったような状況にはなりません。

【委員】

14ページの4-4-1の自立支援プログラム（高校進学支援プログラム）では、平成28年度の実績で中学1年生、2年生、3年生と具体的な数字が書いてあるんですが、「生活保護世帯で塾に行きたい子どもには、全員助成が出た」と理解してよろしいのでしょうか。

【事務局】

以前に福祉事務所の業務を所管していました。大変申しわけないのですが、28年度実績お答えするものではないのですが、当時、2年ほど前ですけれども、中学生については、一人一人ケースワーカーが高校進学のための支援を行うということで、進学先であるとか、これからかかるお金の話とか、そういったことに相談に乗っております。その中で塾代も助成しますということで、全員受けられる制度として適用していました。実績としては、ほとんどが助成を受けていましたけれども、中学校1年生が少ないといった傾向もあります。今、塾はいいですといった方も中にはいました。ですので、もしかしたら、28年度の実績、受けたいという希望、もしくは支援をする中で枠はとってありますが、実際に助成を受けたかどうかは、何とも言えないところではないかと思えます。

【委員】

塾の費用というのは、塾によって違うと思うのですが、どの程度の助成があるのか、これを読んだだけだと見当が付きません。月謝が間に合う程度なのか、あるいは、額が決まっていて、今度塾に行く子が年に何万円という決まりがあるということですか。そういうあたりも書いていただけると、もっとわかりやすいと思います。

【事務局】

中学3年生につきましては、上限額20万円ということで、中学1年生については上限10万円ということで助成させていただくという制度でございます。

以上でございます。

【委員】

今、中学3年と中学1年のお話でしたが。

【事務局】

中学3年生が20万円が上限でして、中学1・2年が10万円。

【委員】

1年生と2年生が同じということですね。

【事務局】

そうですね。

【委員】

大変恐縮ですが、資料の文字のポイントをもうちょっと大きくしていただくと大変助かるのですが。眼鏡を外して見なきゃいけないので、せめて201号くらいの文字の大きさにしていただくと、すみません、私は助かりますので、よろしく願います。

【事務局】

委員からいただいた資料の書き方の件ですとか、資料の体裁ですとか、その点については、次回以降きちんとしてまいります。次回以降、この計画の中間見直しということで、また、かなり細かい資料になると思うので、そのあたりについては配慮してまいりますので、大変申しわけございませんでした。よろしく願います。

【委員】

先ほど、今年度、計画の見直しがあるということでお伺いしまして、次回、その資料だということでお伺いしたところですけども、見直しというのは、どういった手続、プロセスをとって進めていくものなのでしょうか。

【事務局】

私の中で考えているのが、例えば、資料1-2をご覧いただけますでしょうか。基本的には中間見直しですので、例えば計画を改定するとなりますと、ニーズ調査をとって、このニーズというのは前回の計画に比べてこれくらい変化しているから、じゃあこれくらいの量でということ、いろいろと精査をしなければいけないのですが、今回は中間見直しということもありますので、まず、中間見直しの一つの理由として、この計画の上位計画に位置づけられている中期計画というのが変更になりました。昨年度、例えば、子ども・子育て支援計画では、保育園の保育量というのを7,500作ればいいという目標があったけど、中期計画では既に31年度までに9,000作るという目標になっているんです。つまり7,500では足りないことは明白でして、それを中期計画にあわせるような形での改定をということで、皆様に提案し、意見を次回いただく。そして、その次の会でいただいたご意見を踏まえ、こういうふうに改正しますが、どうでしょうかといったようなことで、計2回に分けて、皆様にご議論いただければといったようなことを考えてございます。

【会長】

それでは、次に、議事の2、平成30年度北区放課後子ども総合プランの実施について、事務局から説明をお願いします。

【事務局】

それでは、私のほうから平成30年度北区放課後子ども総合プランの実施についてご報告をさせていただきます。

まず、放課後子ども総合プラン、北区では愛称をわくわくひろば、こちらでございますが、小学校児童の放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験ですとか、活動を行うことができるように学童クラブと放課後子ども教室を学校内に整備しまして、連携して運営していくというような事業でございます。

北区におきましては、平成24年度に東十条小学校でモデル事業として、こうした放課後子ども総合プラン、こちらを開始いたしました。以降、各年度5校の実施を目標としまして導入をしてきたところでございます。

29年度現時点で区内の小学校全35校中24校で実施中の事業でございますが、導入予定の王子第一小学校を除きまして、先ほど申し上げたように、31年度までに全小学校での導入を目指しております。

お配りしました資料2をご覧ください。

まず、本日は平成30年度に導入を開始いたします放課後子ども総合プランの実施予定校及び各校の運営方式が決定いたしましたので、ご報告するものでございます。

項番2でございますが、実施予定校をお示ししてございます。(1)直営方式がなでこ小学校、(2)の委託方式のほうでございますが、こちらの梅木小学校、谷端小学校、田端小学校、滝野川もみじ小学校、以上5校となります。

3の経過と今後の予定でございますが、事後報告となり恐縮でございますが、公募要項の公表と事業者への公募説明会、現地施設の見学会、あるいは導入小学校の現場でございますけれども、こちらの見学会を実施いたしまして、現在は公募書類の受付期間中というところでございます。

今後の予定としまして、9月の区議会、第3回定例会におきまして、本件を報告させていただきます予定でございます。

8月から12月にかけてまして、委託方式の事業者を選定するためにプロポーザル審査委員会等を順次開催いたしまして、審査を進めているところでございます。また、10月から11月にかけてまして、プラン開始となる学校の在校児童ですとか、学童クラブの保護者に向けましての説明会を開催する予定でございます。

順調に審査が進みますと、12月の初旬に委託事業者を決定いたしますので、それを受けまして、年明け早々に委託事業者とプランの実施内容につきましての調整と開設準備を始めます。

また、新年度の改定プラン開始に向けましては、地域の方ですとか、学校関係者の方で構成されます放課後子ども総合プランの実行委員会、こちらを各学校に、発足いたしまして、事業者とともにプランの事業や運営計画を詰めてまいります。このような事業を経まして、新年度4月から事業開始という予定でございます。

実際の事業に向けて、こちらの具体的な日程等につきましては、各わくわくひろばの実行委員会で決定してまいります。今までの例ですと、児童が4月に慣れてきたおおむね5月の連休以降に一般登録の受け入れを開始するという事例がほとんどでございます。

次の参考でございますが、今までのプラン導入の状況を参考にお示しさせていただきましたので、後ほどご高覧ください。

資料をおめくりいただきまして、裏面をご覧ください。

こちらは再公募実施予定校についてです。お示しのとおりでございます。

(1) 平成27年に開始いたしました放課後子ども総合プランで、再委託期間、こちらは3年となっておりますが、こちらが満了となったことによりまして、再公募となる学校が八幡放課後子ども総合プラン、こちらと柳田放課後子ども総合プラン、こちらの2校となっております。

また、(2)にお示ししてございます赤羽台西放課後子ども総合プランでございますが、このプランは平成28年度に開始したプランでございますが、本来ですと、3年でございますので、平成30年度まで再委託期間があるプランでございます。説明文にお示ししたとおり、赤羽台西小の学童クラブを担っております児童館、具体的には赤羽西五丁目児童館でございますが、こちらの児童館が平成29年度で指定管理満了となります。あわせまして、赤羽台西小学校内の学童クラブ、赤羽台西小クラブの指定期間も満了となります。赤羽台西小の一般登録が開始となったのが、指定期間の中途、28年度であったことから、クラブの一般登録につきましては、児童館の指定管理者としていた満了までの2年間の随意契約を結んでおりました。このような経緯から指定管理者の指定期間満了とあわせまして、一般登録の随意契約も終了するということから、今回、新規校とあわせまして再公募するというものでございます。

以上報告させていただきました。

【会長】

それでは、ただいまのご説明につきましてご質問・ご意見等がありましたら、お願いいたします。

【委員】

ちょっと教えていただきたいのですが、直営でやっている学校が何らかの理由で委託になるということも想定をしておりますか。逆に委託でやっていたのだけれども、地域に力がついてきて、これならできるということで、直営に変わるということもありませんか。全くなしですか。

【事務局】

そちらにつきましては、地域の方々が、実行委員会がございまして、その中でそうした議論が出てまいりましたら、柔軟に対応したいというふうに考えてございます。今のところ、直営でやっていますプランからは委託にしたいなという意見は聞いてございませんし、逆に地域の力がついてきて、そろそろ直営でやりたいというお話も、

今のところはまだ受けてございません。

【委員】

私が言いたいのは、できるだけ直営でやるのが望ましい本来の事業だと思うので、可能なようでしたら、行政もご努力いただいて、何でも委託ではなくて、地域で何とか掘り起こしてやっていただくというのが方向性だけでもということをご希望します。以上です。

【事務局】

ご意見ありがとうございます。

先ほど、私のほうでご説明が漏れてしまったんですが、放課後子ども総合プランの直営方式と委託方式についてご説明が漏れてしまいましたので、ご説明させていただきます。

直営方式のほうでございますが、こちらは地域の方々に見守り事業をお願いしまして、こちらは地域の方々による見守りという形になってございます。大体地域の方々によりまして、平均大体1日に7人から8人くらい、学校の規模にもによりまして、学校へ来ていただいて、子どもたちの面倒を見るというような形で日々回しております。大体20人から30人くらいの登録の方がいらっしゃいまして、シフトを組んで子どもたちを見るような状況でございます。

逆に委託につきましては、公募、これはプロポーザルでその地域のこういったプランにしたいかというようなそれを、公募でプロポーザルで受けまして、選定委員会で選定しまして決めてまいります。いわゆる、その委託業者をお願いして、地域のプランを見ていただくという形になります。

このような方式をやってございまして、確かに委員からご指摘があったように、地域の方々が見守りで見えていくには、どんどん見ていく方が高齢化してまいりまして、見ていくのはつらいなという話も聞こえてまいります。ですので、私どもでお願いしているのは、地域で継続的に見ていくために、なるべく後任の方を育てていただきたいという話はしてございます。

そういった意味では、公募の委託の地域について、話をして、直営でできないかという話も機会を捉えてしていこうかなと考えてございます。

以上でございます。

【委員】

非常に基本的なことですみません。今、おっしゃっていた地域の方が七、八名、1日当たり来てやっていただく、見ていただくというのは、何か資格を持っている方々ですか。それとも、何か講習を受けた方が見ていくのかとか。

【事務局】

資格要件はなくて、実は今現在、こちらの直営でやってもらっている八つの地域というのは、昔ながらの直営というか、地域の方々放課後子ども教室で事業をやって

きたところでございます。地域の方が、ほとんど北区ですけど、元先生だった方ですとか、塾の講師だったという方々が集まって、子どもたちを見ていこうというのが始まりで、そういった事業をやってきたところが、そのまま直営になっているというのが現状でございます。

直営で実際に働いている方々、地域で入っている方々は、もちろん資格要件は設けてはおりませんので、研修の中でそういった子どもに対する知識を充実させていくという形で、研修のほうでその辺はカバーしてございます。ですので、資格要件は特に直営の場合はございません。

【委員】

それは有給でということですよ。

【事務局】

有償ボランティアという形か正しいのかわかりませんが、有給でお願いしてございます。

【委員】

それはどれくらいお支払しているものなんですか。

【事務局】

東京都の最低賃金の基準にあわせてございます。今年度は通常のスタッフの方が1時間あたり940円でございます、取りまとめのリーダーの方につきましては、2,000円、単価でお願いしているところでございます。

【委員】

こういった放課後の子どもが集まれる場所というのは、子どもにとって魅力的な場でないと、なかなか子どもが参加しないということがあるかと思えます。また、保護者の方がお仕事をするので、家には誰もいないといった場合、子どもが喜んで行くという場所でない、なかなか安心して仕事をするということにもつながらないということも言えるかと思えます。

そこで、この事業の中で、子どもたちからどのような評価を得ているのかとか、どれくらいの参加率なのかとか、そういったことは調べているのでしょうか。

【事務局】

こちらの事業でございますが、学童と放課後子ども教室だった部分、一般登録とあわせて学童と一般登録という形で二つの事業をあわせ持ったという形の事業でございます。わくわくひろばという名前の中に学童と一般登録がぶら下がった状態にして、学童さんは先生ご指摘があったように、保護者の方が仕事をされているという条件がございますが、もう一方の一般登録は条件がございません。そういった中では、保護者からのアンケートを年1回として調査をしているのですが、多くの意見としては、

楽しいという意見でございます。

それと、今まで学童クラブだけだった学校内の居場所が、今度はわくわくひろばという形で、一般登録が増えたことによって、学童以外の子どもたちと遊べるということで、非常に評判もいいということでございます。特に直営校につきましては、今まで普通に通りすぎた方々が講師であったりとか、面倒を見てくれることになりまますので、非常に声かけも多くなって、全然知らない子からも「先生だ」と声をかけられるような非常にいい効果が生まれているという話も聞いてございます。そういう意味では、アンケートをしても、実際の現場の状況を伺って状況をグラフにしても、評価は上々ということで、事務局としては理解しているところでございます。

登録率でございますが、大体学校の全体の70%の児童が登録しているような状態でございます。そのうち実際に教室に来る子どもたちが70%のうちの大体30%くらいという統計結果が出ております。こちらも毎年数字を出していきまして、部会等に報告しているところでございます。

【会長】

ほかにご質問・ご意見等いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、次へ行きたいと思っております。議事の3、子どもの貧困対策支援事業について、事務局からご説明を願います。

【事務局】

それでは、私から資料3-1、ひとり親家庭等相談コーナーの設置等について、資料3-2、ひとり親家庭等の子どもの学習支援事業（実施場所等）について、資料3-3「子どもの居場所づくり（子ども食堂）支援事業」募集要項等についてご説明をさせていただきます。

まず、資料3-1からご説明をさせていただきます。

1の要旨をご覧ください。

北区子どもの未来応援プラン「東京都北区子どもの貧困対策に関する支援計画」に基づき、「ひとり親家庭等相談コーナー」を29年9月1日、あしたから設置をさせていただきますので、相談コーナーの愛称、実施主体が決定し、また、ひとり親応援ガイドブック、周知案内チラシ等が完成いたしましたので、ご報告させていただきます。

次に、2の事業の概要をご覧ください。

(1)の対象につきましては、ひとり親家庭またはひとり親家庭となることが予測される家庭で子を監護する方とさせていただき、今後、離婚してひとり親になることを考えている保護者の方からも相談を受け付けさせていただきます。

(2)の受付時間につきましては、平日8時半から5時とさせていただき、(3)の場所につきましては、区役所第一庁舎2階5番の窓口に設置をいたします。窓口の愛称につきましては、そらまめ相談室とさせていただきました。

本日、席上に配付をさせていただきました、こちらのひとり親応援ガイドブックの裏表紙に窓口の愛称名について記載をさせていただいてございます。そらまめは、そ

の名のとおり、豆のさやが空に向かって伸び、実をつけ、天を目指して実を結ぶ姿は家族が希望に向かう姿そのものであり、その窓口を利用する家族が安心して守られながら、希望に向かって暮らしていただくことを応援するため、そらまめ相談室という愛称をつけさせていただきました。

(4)の相談員につきましては、産業カウンセラー、心理カウンセラー、弁護士、ファイナンシャルプランナーを配置いたしまして、お示しさせていただきました(5)の相談内容に対して対応させていただきます。

(6)の相談方法につきましては、面接相談とし、(7)の実施主体につきましては、株式会社エイジェックをプロポーザルにて選定をいたしました。こちらの事業者は、江戸川区や練馬区で既にひとり親家庭の相談窓口を受託運営しております実績がございます。

3の今後の予定につきましては、8月末から9月上旬にかけて、こちらも本日席上配付させていただきました、こちらのチラシをひとり親世帯、児童育成手当受給世帯全世帯へ送付させていただいて、支援が必要な世帯の窓口への誘導を図っていきたいと考えてございます。

その他の事業周知といたしまして、ホームページ、北区ニュース、区民事務所、幼稚園、保育園、小中学校等にこちらのポスターの掲示をさせていただきました。また、お手元のガイドブックを設置させていただくことを考えてございます。

資料3-1の説明は以上となります。

続きまして、資料3-2についてご説明させていただきます。

1の要旨をご覧ください。

北区子どもの未来応援プランに基づき、「ひとり親家庭等の子どもの学習支援事業」を平成29年10月から実施させていただくに当たり、実施場所、日時、実施主体が決定いたしましたのでご報告させていただきます。

2の事業の概要をご覧ください。

(1)の対象者につきましては、ひとり親世帯等(児童育成手当受給世帯)の中学1、2年生とし、実施場所につきましては、王子東地区で金曜日6時45分から8時45分、2番の赤羽西地区、土曜日6時15分から8時15分に決定をいたしました。場所につきましては、非公表とさせていただき、受講者のみに実施場所については通知をさせていただくということで考えてございます。

(3)の定員につきましては、40名とし、(4)の実施回数につきましては、週1回とし、(5)の実施主体につきましては、プロポーザルにて株式会社エデュケーショナルネットワーク(栄光ゼミナール)に決定いたしました。

こちらの事業者は、教育指導課が所管となる区立中学校に在籍する中学3年生を対象とした受験対策セミナーである夢サポート教室を受託している事業者でございます。

資料をおめぐりいただきまして、(6)の募集方法につきましては、対象世帯へ直接通知とスクールソーシャルワーカーに支援が必要な生徒をご紹介いただく形で、8月25日から9月8日まで募集をさせていただきます。席上配付させていただきましたこちらのチラシを、児童育成手当を受給されている世帯に直接通知させていただきます。

こちらの学習支援の愛称につきましては、こちらに書かせていただいています「みらいきた」とさせていただきます。こちらの愛称は未来と北区をあわせて、子どもの未来を応援する学習会という意味合いを持たせていただきまして、こういう愛称にさせていただきます。

(7)の実施内容や3の今後予定につきましては、お示しのとおりでございます。

資料3-2の説明会は以上でございます。

続きまして、資料3-3についてご説明をさせていただきます。

1の要旨をご覧ください。

こちらにも北区子どもの未来応援プランに基づき「子どもの居場所づくり（子ども食堂）支援事業」を平成29年10月から実施させていただくに当たり、主に家庭の事情等により孤食の状況にある子どもを対象に食事の提供及び居場所づくりを行う事業を実施する団体を募集いたします。

次に、2の補助対象事業につきましては、(1)子どもに無料または低額で子どもの発達に十分な栄養がある食事を提供すること。(3)の1運営日当たり平均10食以上提供できるよう努めること。(4)の開催頻度は原則月2回以上であることなどを補助対象事業の要件とさせていただきます。

次に、3の申請に係る資格要件をご覧ください。

(1)の定款または会則を備えていること。(2)の政治または宗教の勧誘行為を行わないこと。(3)の営利目的の活動及び公序良俗を乱す活動を行わないことを資格要件とさせていただきます。

4の留意事項をご覧ください。

(1)の申請に当たっては、北区保健所と事前競技を行い、食品衛生管理に関する助言を受けておくこと。(2)の食事の提供にあたっては、アレルギーを持つ利用者に対する配慮を行うこと。(3)の個人のプライバシー保護に十分配慮するとともに、個人情報の取り扱いに十分気をつけることを留意事項として応募要項に記載させていただきます。

5の補助金額につきましては、7月の子ども・子育て会議にもご報告させていただいたとおりでございますが、初期経費につきましては10万円、運営経費につきましては年間で20万円補助をさせていただきます。

6の今後の予定につきましては、お示しのとおりでございます。

説明は以上になります。

【会長】

それでは、ただいまのご説明に対しまして、ご質問、それからご意見等ありましたらお願いします。

【委員】

ひとり親家庭等相談コーナーの設置についてということで、意見です。すごく見やすいチラシとガイドブック、心細いひとり親のお父さん、お母さんにはとてもいいわかりやすいものだと思うんですが、ちょっと気になったのが、相談できる時間帯が平

日の働いている時間帯ということで、多分、共働きでも忙しいのに、ひとり親だと、こういったところに電話をする時間もないんじゃないかなと思うので、できれば土日とか、夜に電話、もしくはメールで受け付けてくださる窓口があれば、いいなと思いました。

中を見ていて、5ページ東京都ひとり親家庭支援センターというところが通年昼間受けてくださっているようなんですが、やっぱり、これすらも難しい方がいるのかなと思うので、メール一つできるところがあると、もっと安心かなと思いました。

以上です。

【事務局】

貴重なご意見をいただきまして、ありがとうございます。

まず、時間帯につきましては、平日ということで、今、委員がおっしゃられたとおり、働いている方はなかなか来ることができないということもございます。こちらの窓口は、児童育成手当を受給される方の窓口の隣に設置をさせていただいていて、そこですいでにそういう窓口があれば、ちょっと寄っていただくということで、今回、平日ということで対応させていただいております。今後、アンケート調査等もさせていただく予定でございますので、土曜や日曜の要望やニーズといったものがあるのかということ課題として研究しながら、来年度につなげていきたいと考えてございます。

あとは相談内容について、例えば、法律相談であれば、今、委員がおっしゃられた5ページ、6ページに女性のための法律相談という形で土曜日に実施させていただいていることや、あとは子ども家庭支援センターの心理士さんの相談であったりというのは土曜日に実施させていただいておりますので、まずは、こちらのひとり親の窓口連絡さえいただければ、そういう区の支援について周知することができると考えてございます。

あと、メールでの受付ということもいただいておりますので、こちらについても課題などを整理しながら検討させていただきたいと思っております。

以上でございます

【委員】

まずは3-1のひとり親家庭相談コーナーですが、「子ども食堂」に来ている小さいお子さんを連れてお母さんが「もうすぐ離婚する」なんて言い出して、びっくりしたことがあります。どういう制度が使えるかというのは、なかなか説明するのが難しく、こんなきれいなチラシで「ここに相談するといろんな専門家がいるから」とアドバイスしやすくなるなと思いました。

また、今、委員がおっしゃったように、平日の日中だけって、なかなか難しいので、メールでも気軽に相談できるような使い方ができるといいかなと思いました。

それから、資料3-2のひとり親家庭等の子どもの学習支援事業ですが、これを見たときに、ひとり親世帯の中学1、2年生ということで、高校受験する3年生はどうするのかなと思いました。先ほどのご説明では、中学3年生は夢サポート、栄光ゼミ

ナールの指導が引き続き受けられるということだったのでしょうか。そこをちょっと詳しく教えていただけませんか。

【事務局】

まずは窓口について、こういうチラシやパンフレットを作成させていただいて、今後、学校校長会であったり、学校関係、あとは民生委員の皆様にも、そういったものを配布させていただいて、地域からそういったひとり親の方や、また、ひとり親になる可能性がある方に、こういうガイドブックがあるということで周知をいただければなというふうに考えてございます。

こちらの学習支援につきましては、今回、中学2年生までということで、先ほども申し上げました夢サポート教室という事業を北区で実施してございます。こちらにつきましては、区立の中学校3年生を対象として、ひとり親だからとか、生活保護を受けているからとか、そういった制限は全くなく、全世帯向けの学習支援として、こちらについても、今回、子ども未来課でプロポーザルにて選定させていただきました栄光ゼミナールのほうで実施させていただいております。今回、10月から実施をさせていただいて、3月でまた中学校2年生は中学校3年生になりますので、夢サポート教室につないでいけたらなというふうに考えてございます。

以上でございます。

【委員】

それで、次は資料3-3の子どもの居場所づくり支援事業ですが、要旨のところでは「主に家庭の事情等により孤食の常況にある」というところです。私どもの「子ども食堂」には、孤食のお子さんも来ますが、学校になかなかなじめないというお子さんですとか、地域で孤立しがちな親子さんとか、いろんな子が来ていて、ここで「主に」と言われると。こういう子が入っていればいいということでしょうが、ここでひっかかっている「子ども食堂」さんも、もしかしているかなという気がします。助成いただけるのは大変ありがたいです。

【事務局】

こちらの要旨につきましては、募集要項にこういった文言を記載させていただいておりますが、「主に」ということで、全ての子ども食堂に来る子どもが孤食の状況であるということではなく、全体的にいろんな子どもが集まる中で、そういった孤食の状況であったり、あとは不登校であったり、地域と孤立しているようなご家庭があれば、そういったところの子ども食堂さんに受け入れていくということで、この事業を実施していきたいと考えてございます。

以上でございます。

【委員】

3-2の資料に戻りますが、子どもの学習支援事業のところ、先ほど、中学1、

2年生で、何点か質問があります。中3の夢サポート事業でしたか、詳しくないので教えていただきたいのですけれども、無償で受けられるものなんでしょうかということが1点目です。

2点目は、小学生は対象にならないのはなぜかということ伺いたいというのが2点目で、小学校のうちから学習でつまずいてしまって、中学校1年生のときには、もう小学校のかなりの部分がつまずいてしまって、すごく厳しい状況になっているという子どもも十分支援対象に入ると思うので、小学校から対象にしないのはなぜかというところが気になったということが2点目です。

3点目は、ひとり親家庭の子どもが対象になっていますが、その後に生活保護世帯の子どもであったり、そういった子どもたちに対象が広がっていくことはあるのかということ、事業の拡大ということはどう考えていらっしゃるのかということをお教えいただきたいと思っております。

【事務局】

3点ほどご意見をいただきました。まず、中学校3年生の夢サポート教室について無料ということで、全てのお子さんを受け入れるという体制でございます。

2番目の小学生ということで、なぜ対象にしないのかということで、まず、教育委員会の事業のほうで、小学校の3年生、4年生向けに学力フォローアップ授業というのを既に実施をしているということで、今後、小学校5年生、6年生についても、そういった教育委員会事業の中での支援事業を実施していくということを検討しているということでございますので、今の段階で、今回中学校1、2年生とさせていただいたのは、近い将来、受験を控えているということもございまして、そういった子たちをまずは優先的に支援をするということを考えてございます。

今回、ひとり親はなぜ対象で、生活保護のほうはどうだというお話をいただきました。今、子どもの学習支援につきまして、実施をする前に、生活困窮者自立支援法に基づくボランティアさんにより学習支援事業が、既に北区で実施をされております。区内で2カ所で実施されており、そちらについては小学生から中学生までを対象にしているということで、今回、ひとり親の子を対象にしているのですが、ひとり親の家庭の中でも生活保護を受けられている方ももちろんいらっしゃいますし、就学援助を受けられているお子さん等もいらっしゃいますので、そういった他課の事業、そういったところと、その対象について整理をしながら、30年度に向けて事業整理を進めていきたいというふうに考えてございます。

以上です。

【委員】

フォローアップ研修に関する回答をお願いします。

【事務局】

小学校3、4年生の学力フォローアップ教室につきましては、北区の小学校全校で実施をしております。北区で行っております基礎基本の学習状況調査というのを毎年

行っているんですが、そちらのほうの目標値に達していないような児童について、学力フォローアップ、いわゆる補習教室ということで、学力パワーアップ講師というのを各学校で配置しておりますが、そういった指導者を中心に学力の補習教室を3、4年、全校で実施しております。

以上でございます。

【委員】

今、お話を伺って、3、4年、中1、2、中3という形でサポートがしっかりなされることになるだろうということはわかったんですけども、現時点では5、6年に対して、どういうサポートが今、あるのでしょうか。

【事務局】

5、6年生につきましては、今のようなはっきりとした形を設定して行っているというわけではないのですが、今後、3、4年生の学力フォローアップを5、6年生に拡大をしていくということで展開をしていく、ということで考えております。

ただ、そうは言っても、各学校で全く何もやっていないということではなくて、やはり、各学校で5、6年生の学習状況を踏まえまして、補習のほうを状況に応じて行っていたり、あと、北区は学校ファミリーということで、小学校と中学校と連携をして行っておりますので、そういったところで教員が授業の質を上げるですとか、そういったところを中心に、子どもたちの学力をあげるような取り組みを進めております。

以上でございます。

【委員】

今の話について。資料1-1の14ページを開いていただいて、一番下、4-4-4の生活困窮者自立支援事業の一番下、子どもの学習支援事業というのが13件/年というところ、そこを見ていただくと、今の質問に関係すると思います。私、滝野川地域で子どもの無料の学習支援事業を社会福祉協議会と共同でやっているのですが、うちでは小学校2年生から中学校2年生までのお子さんが15人登録しています。塾に行けないお子さんが応募していただいて、応募者が全員入れるわけではないのですが、こういうところをこれから増やしていこうというような状況になっているかと思います。予算の関係で地域の教員経験者の方をお願いして、あと大学生や大学院生のボランティアの方に来ていただいたりして、マンツーマンから二人に一人くらいの方がついて教えていたりします。学校から離れて、地域で地域の方に教わっていくことについて、私どもは「子どもの居場所」と同じような感覚で事業を行っています。

【委員】

2点ほどあります。

まず、資料3-1の先ほど委員からあった質問は、連絡手段というか、これに限らずなんですけれども、電話とかメールとかという手段、いわゆる連絡先ですけれども、ご検討されていると思うのですが、SNSでLINEとか、そういうコミュニケーション

ョンツールを使ったらどうですかというシンプルなお話です。例えば、長崎とか長野県とか、子どもの自殺のアラートを上げるのにLINEを活用して、SOSの専用のアカウントを設けて、子どもたちにアラートを上げてくださいとか、相談を受け付けますよというのがあるので、これは親御さんの話ですけれども、普通にアカウントを設けて、気楽にどうですかみたいな、コミュニケーションをとるのは、二、三十代の女性の親だったら、多分LINEとかも活用しているから、一番わかりやすいかなと。各論ですけれども、そういうのを思いましたというのが一つです。

もう1個は、資料3の子どもの居場所づくり、食堂ですけれども、僕は余りイメージがついていないみたいなのですけれども、これはどういう、食堂をどこかの住宅とかでやるとか、どういう運用になるんですか、公募はされたようなのですけれども、どういうものを想定されているのか、教えていただきたいなと。

【事務局】

今、ご意見いただきましたLINEでの相談や、メールでの相談や電話での相談というのが、どういった課題があるのかというのは検討しながらやらせていただきたいなと考えてございます。それらにつきましては、面談、面接で、どういった課題を抱えているのかというお話を聞きながら、また課題を整理させていただきたいなというふうに考えてございます。

もう一つ、子ども食堂の運営形態についてということでお話をいただきました。ご承知のように、今回、10月からということですが、北区の中で子ども食堂さんは既に何カ所か立ち上がっていただいている、大きく分けると、子ども食堂は二つに分けられるのかなというふうに考えてございます。一つは本当に大きな規模で、30人、40人、50人のお子さんを区有施設を借りてやられていたり、集会所であったりとか、自治会館を借りて実施されている団体さんで、そういった大人数の中に、先ほどの不登校児の方であったりとか、孤食のお子さんたちが来られるという形態と、もう一方は、本当に少人数だけ、10人くらいだけを集めて、本当に家庭環境に困難のある子とか、あとは不登校生だけを集めるというような子ども食堂さんを運営されているという団体さんがございます。

北区といたしましては、どちらの団体さんもやはり居場所づくりと、あとは孤食や、そういった家庭環境に困難のあるお子さんのほうを受け入れていただけるということなので、先ほどの要件といたしましては、1運営日当たり10食以上というところを要件とさせていただいたというところでございます。

以上です。

【委員】

補足として、また、ご検討されていると思うので、単なるアイデアですけれども、多分、国のほうで空き物件とか空き家の有効活用とか、そういったのがあって、僕の実家が八王子のほうですけれども、八王子のほうとかでは結構空き家で、いわゆるシェアリングエコノミーという概念で、空き物件を活用するのと、あと、あいた人の手を活用するという方法で、高齢の方とか、あとは専業主婦で働いている方とか、空き

時間を活用して、あいた地域で、あいた方は、そういう食堂をつくるとか、そういう講座をつくるとかというのがあったりします。なので、今回は子ども食堂ということで、かなり限定されたお子さんというところもあるのですけれども、セグメントしてやるのもそうですし、また、もっと広い話ですけれども、本当に北区のあいているところとかを活用して、区民の方に開放して、そういう事業をやったらどうですかという投げかけをするというのもありかなと思います。そうすると、多分、別に収益を求めずに、近所の人たちにいいことをするという意味で、対価が全体的に回れば、形としてはできるのではないのかなと思っているので、総論なので、イメージしづらいかもしれないのですけれども、空き家とか、あいている人の手を活用するというのを少し頭に入れて、もうちょっと大きくできそうだなという感じがしたので、意見として述べさせていただきます。

以上です。

【事務局】

貴重なご意見、ありがとうございます。

空き家の活用に関しましては、そうですね、空き家問題について、本当に社会的に大きな課題として北区としても捉えておりまして、ただ、全庁的にかかわるような課題として取り上げておりますので、課題等を整理しながら進めていきたいというふうに考えてございます。

先ほどのあいた場所等、手すきのあいた人材を活用するというお話がありましたが、北区としても来年度以降、検討させていただきたいのは、貧困コーディネーターといって、例えば、支援をしたいという人材と、あと、場所を貸し出してもいいといったような場所を提供していただける方との間を持つような、そういうコーディネーターとか、そういったところもぜひ検討していきたいなというような、まだ具体化は全くしていないんですが、そういったあいている場所、あいている人、そういったところをつなぎ合わせるような施策というのは、ぜひ検討していきたいというふうに考えてございます。

以上です。

【委員】

二つ、お願いがあります。一つは、ひとり親家庭等相談コーナーの事業の対象者は、ひとり親家庭の方とされていますけれども、ひとり親家庭のお子さんを見ていて、大丈夫かなと心配しているようなおせっかいな近所の住民も、ひよっとしたら電話をして相談をすることがあるかもしれないので、「それはうちの対象ではありません」と、あっさり断ったりせずに、できれば相談を聞いて、どこか別の窓口につなげていただけたらと思いました。

私自身の経験で、近くに住んでいるひとり親家庭の方で、お母さんはそれでいいと思っていらっしゃると思うんですが、随分小さいお子さんが夜お金を持ってコンビニでご飯を買って、一人でご飯を食べていました。ほかの人についていっちゃいけないよと、多分言われていると思うので、私たち近所の者があまりかかわることができず

に心配していたことがありました。親御さんはこういう相談窓口を必要ないなと思っていても、周りが心配しているというケースがあるかもしれませんので、そういう相談を受け付けていただけたらありがたいなと思います。すぐには難しいかもしれませんが。

あと、もう一つ、子ども食堂の件で、アレルギーを持つ利用者に対する配慮を行うことと書いていただいているので、ありがたいなと思います。予算や人材に限りのある中で、丁寧に、細やかな対応をすることは、恐らく難しいと思うのですが、おかげのうちの一つはアレルゲンの余り含まれていないものを出すなど、「アレルギーのある方への対応はできませんよ」とあっさり言うのではなくて、なるべくアレルギーを持っているお子さんの心が傷つかないようなやり方をさせていただきたいなと思いました。

以上です。

【事務局】

ご意見いただきまして、ありがとうございます。

先ほどの近所の方からの電話連絡というなお話がありました。原則、面接での相談をとということもありますので、近所の方から連絡があつて、近所の方からの相談をいただくということはちょっと難しいのかなとは思いますが、間に誰かが立たないと、本当に支援が必要な方へ支援が届かないということもございますので、民生委員の方へも事業の説明をさせていただきます。先生たちも合流するということもすることもさせていただきます。そういった民生委員の方からこういった事業を周知していただいて、ぜひつないでいただくという支援体制、そういったことも、この事業自体があつて、そういう間に立っていただける方に対しての説明周知とかというものを北区として既にやっているところでございます。

あと、もう一つ、アレルギー対策ということで、基本的には応募方法のところにもアレルギーを持つ方に対して配慮を行うことということで、子ども食堂さんの実態調査、ヒアリングを行った際に、事前にお子さんの登録をされていて、その段階でどういったアレルギーがあるかとか、あとは保護者と連絡がとれる方であれば保護者に連絡をして、どういったものを食べることができないというのは連絡をしているということなので、団体さんに、この件につきましては、対応していただくということを考えてございます。

以上です。

【委員】

滝野川地域で「子ども食堂」をしています。子どもは毎回40人くらい来て、小さいお子さんを連れてお母さんも四、五人来ています。アレルギーは、もちろん最初に来たときに登録していただきます。今は寄附金で運営している状況で、子どもに無料で、スタッフも会員と地域のお手伝いの方たちで、対価なし無償でやっている中で、「アレルギーのお子さんだから別のおかずで」というのは、なかなか手が回らない状況で

す。

その辺はお母さんとアレルギーについてご相談して、そのお子さんの分だけお母さんが食べるものを持ってきたりしています。ご飯はこちらで炊いて汁物は作っておくとか。

それから、さっきの「小さなお子さんが」というところですが、「ほっと館」にご連絡されるといいと思います。

私どもの「子ども食堂」では地域のスクールソーシャルワーカーの方とよく情報交換をして、お子さんを紹介してもらったり、スクールソーシャルワーカーの方が連れて見えたりします。地域のお子さんが地域の大人とつながって、「月に2回はここでご飯を食べて、いろいろお話ししようね」みたいな感じで、親がどうか、そういう話ではなくて。今、小学校だと四校からお子さんが来ているのですが、数が多い2校では養護の先生に子ども用のチラシなんかを手渡して、「この子は家でご飯をちゃんと食べているかな」とか、親御さんが病気だったりして「お話をちゃんと聞いてもらっていないかな」というようなお子さんを紹介してもらったり、時に連れて来たりもしてくれます。お迎えに来られない家庭の子もいるので、うちは8時で終わるのですが、8時にまだ仕事から帰ってきていない親御さんもいるし、病気で迎えに来られない方もいるので、そういうときはスタッフの誰か近い者が送っていったりして、なるべく地域の子どものことは地域の大人が見守っていく、そういう関係をつくりたいと思っています。

「子ども食堂」が中学校区に一つくらいに広まっていけばいいと思っておりますし、北区では、「北区子ども食堂ネットワーク」というのを6月に立ち上げて、今、八つくらいそこに入っていて、これからも多分もっと広がっていくのではないかと思います。私どもの「子ども食堂」にも、「これから開く」という方たちが見学に見えたり、ご相談に見えたりするので、保険のこととか、いろいろアドバイスもしています。

ただ、子どもにご飯を出せばいいと考える方も中にはいらっしゃるでしょうし、どういう広がり方をするのか、ちょっと心配な面もありますが、北区社会福祉協議会には「子どもの支援担当」の職員さんがいて、「子ども食堂」を立ち上げたい方の相談にも乗っているという状況にあります。

【会長】

それでは、神長先生、今回の会議全体を通しまして、コメントをいただければと思います。

【副会長】

熱心なご議論、またご提案もたくさんいただきました。ありがとうございます。3期に入りまして、随分話題も広まってきたし、最初的时候は待機児童の問題が一番大きかったなというふうに思っておりますけれども、今回、学童のところでは、これから話題になって、どうかと思いながら、きょうは課題の広がりを感じて伺っております。

それで、今年度は評価ということで、先ほど評価についての質問もありましたけれ

ども、きょう、とてもいいご意見や、また、それに対する取り組み等の報告等もございましたので、多分、量と質の確保という意味では、量については事務局のほうからここまで進捗しておりますという報告は出るかというふうに思っております。

また、こういった議論を通して利用者の声を代表したりとか、事業を提供している側の立場を代弁したりしながら、意見を交換しながら、質の高いものにしていくということが大事なのかなというふうに思っております。中には利用者の声など、アンケートなどもありましたらば、それも提示していただきながら、また、ここで議論しながら、よりよい質の高いというところを今年度は目指しながら、評価ということを考えていったらどうかと思ひながら伺っております。

ありがとうございます。

【会長】

それでは、事務局からよろしいでしょうか。

【事務局】

本日は、ありがとうございました。

次回は12月12日の火曜日になります。よろしくお願いいたします。

【会長】

それでは、皆様、大変お忙しいところ、長時間、ありがとうございました。

第19回、本日の第2回北区子ども・子育て会議を閉会いたします。どうもありがとうございました。